

再意見書

平成 16 年 12 月 2 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

ゆうびんばんごう
郵便番号 103 - 0015

とうきょうとちゅうおうくにはんばしはこざきちょう
東京都中央区日本橋箱崎町 24 - 1

そふとばんくびーびーかぶしきかいしゃ
ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

メールアドレス : 

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 16 年 11 月 19 日付け情審通第 1122 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙の通り意見を提出します。

別紙

シェアドアクセス方式の提供に用いられる光信号分岐端末回線部分の接続料等の
見直しに対する再意見

1. 公正な競争条件に関する意見

国民的課題であるわが国のブロードバンドの発展のために今後 F T T H サービスの普及促進の重要性は急速に高まると考えています。そのためには F T T H サービスを提供する事業者間の公正な競争が不可欠な条件となります。

先の意見募集に対して当社は主として公正な競争が必要であるとの観点から意見を述べましたが、社団法人テレコムサービス協会、K D D I、イー・アクセス、および日本テレコムも同じ観点から意見を提出されています。

今回の再意見募集に対しても主として公正な競争条件が不可欠であり、それが担保されるべきであることをあらためて申し述べます。設備・工事、情報、手続きの面から以下に具体的に述べます。

(1) 設備・工事面の公平性

光信号分岐端末回線を、他事業者が自前で工事することとなった場合と N T T 東西が工事する場合を比較すると、現在の N T T 東西の電柱使用ルールでは次のような違いがあります。

接続事業者が自前で工事することとなった場合

- ・ N T T 東西とは異なる電柱上の添架位置を使用
- ・ 複数の接続事業者が電柱を使用する場合は接続事業者同士で一束化

N T T 東西が工事する場合

- ・ N T T 東西が電柱上の添架位置を単独で使用
- ・ 電話などのために設置したメッセンジャーワイヤを使用して光ファイバとも一束化

このように F T T H サービスの設備・工事面の公平性からみると、不公平さは明確です。当社は先の意見募集に対して、「接続事業者による自前工事」と、「接続事業者による買取り」の制度化が必要であり、そのためには 使用できる電柱上の添架位置を同一にすること、及び N T T 東西の線路を一束化できること、をルール化すべきと要望して

いますが、競争条件を公平にする意味からも是非とも実現して頂くようあらためて要望いたします。

(2) 情報面の公平性

当社は先の意見募集に対して、光配線区域は「**丁目**番地**号」までの情報が必要であるにもかかわらず、「**丁目**番地」までの情報しか提供されないために、お客様がその配線ブロックに入っているかどうか明確ではなく営業上接続事業者は不利であることを述べました。社団法人テレコムサービス協会およびKDDI、イー・アクセスの各事業者もそろって同趣旨の意見を述べられており、接続事業者にとって正確な光配線区域情報がいかに大切であるかを物語っています。

一方でNTT東西は地番内の配線ブロックのエリア境界を知り得る立場にあり、不公平であることは明確です。

光配線区域について「**丁目**番地**号」までの情報しか提供できない理由があるのであれば、NTT東西はその理由を公表し、それが妥当なものであるのかどうか広く意見を求めるべきであると考えます。

(3) 手続き面の公平性

当社は先の意見募集に対して、局内設備設置について、NTT東西が自ら設置する場合と他事業者が設置する場合の手続きの同等性が需要であり、NTT東西の接続約款に明記するべきであることを述べました。

もちろん、これ以外にも手続きの公平性は確保されなければならないことは言うまでもありません。特に今回のNTT東西の認可申請は、回線解約時(撤去)の未償却残高及び撤去工事費の支払い、未利用期間の料金支払い義務、貸し倒れ損失の考慮等従来にはない新しい接続のルールが盛り込まれています。これらに関して、次に引用するとおり、日本テレコムが公平性を確認、検証すべき事項を具体的に述べていますが、重要な指摘であると考えます。

<日本テレコム意見(引用)>

業務システムも含めた運用において、接続事業者と東西NTT殿利用部門は、全く同様の管理手順で接続料(もしくは振替網使用料)の経理処理が行なわれているか。

利用するシステムや運用フローが異なる場合、把握される回線数や利用期間が異なる可能性がある。

費用負担が確実に行われていることを明らかにするための、計上額の開示が必要ではないか。

結果の公表義務により、透明性が確保されるものと認識。

東西NTT殿利用者向けNTTサービスのための先行配線（集合住宅向け等の場合には存在するものと想定）コストについても、未利用期間のコスト負担を行うべきではないか。また、先行配線を行った場合に、配線設置時から費用計上を行う管理手順が定められているか。

先行配線を行った場合も、費用負担の公平性を担保すべきものと認識。

光配線区画情報の利用についても、「利用部門と他事業者が同等である」とのご説明があった。しかし、当初の配線計画自体が東西NTT殿Bフレッツ需要によって決定されるため、管理部門と利用部門との情報流通抜きには、光スプリッタを設置することはありえず、接続事業者と同一情報で運用されることは考えにくいのではないかと認識。

利用するシステムや運用フローが異なる場合、利用できる情報には格差があるものと認識。（例：同様のシステムも存在するが、別途情報を照会できるスミームが存在する等）

局外スプリッタの運用条件が同等であるか。（例：分岐回線接続用の心線の在庫運用管理）

実際の配線工事における同等性が運用上担保されている必要がある

2．光ファイバを効率的に使用するための光配線区画に関する意見

シェアドアクセス方式のFTTHサービスは、1本の光ファイバを複数の利用者で共用することにより、回線あたりのコストを下げることを特長とする方式です。この特長を生かすためには、1本の光ファイバのカバーエリアである光配線区間が適切な広さであることが求められます。

今後、FTTHサービスが複数の事業者によって提供されることを考えると、現在のNTT東西だけが提供することを想定して設定されたと考えられる光配線区画では、1本の光ファイバあたりの収容利用者数が少なく、利用者当たりのコストが高くつき、その結果として低廉な料金でのサービス提供が困難になることが考えられます。この点について、KDDI社は先の意見募集に対して、次のように述べておられます。

< KDDI社意見（引用） >

「お客様利便の向上のためには、多数のお客様にご利用いただくことで、回線あたりのサービス提供コストを低廉化する必要があります。本機能の回線あたりのコストを下げるためには、同一の区域内で、できる限り多くのお客様にご利用いただくことが必要となります。

仮に、区域内に存在するお客様の絶対数が少ない場合、NTT東西殿を含む全ての事業者は多くのお客様にご利用いただくことが出来ず、低廉な料金での提供等、お客様

利便の向上に支障をきたしかねません。」

KDDI社の意見は、まことに的確であり、当社としても光ファイバあたりの収容利用者数を多くし、利用者当たりのコストを下げるために光配線区画は適切な広さとする
ことを要望いたします。

以上